

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	平成30年 第 5 号
受付日	平成30年 7月26日
質問者	加藤 清助 議員

## 文書質問答弁書

回 答 日：平成30年8月8日  
担 当 部 局：政策推進課、図書館

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく 加藤清助 議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■質問名 中心市街地拠点施設整備基本計画策定後の今まで、これからを問う

■質問

- ① 基本計画の公表について、2月代表質問でお尋ねしたところ、市長答弁は「基本計画の公表スケジュールについては本年2月5日自治会連合会からの要請を受け、全地区連合自治会長が出席される理事会において基本計画の内容を説明した。今後も、各種団体より要望があれば説明に伺いたい」、「全市民への周知を行うため市ホームページにおいても速やかに基本計画を公表するとともに今後も様々な場面、機会をとらえて周知に努めてまいります」でありました。しかしながら、現時点で市ホームページでは、「市政全般」⇒「市の政策」からアクセスすると、中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会の会議録及び基本計画・資料を見ることができるようになっていますが、これが、市長答弁に言う「全市民への周知を行うため、市ホームページにおける公表と市民への周知」なのでしょうか。
- ② また、本年1月16日開催の第6回策定委員会において、委員から「基本計画策定後の日程について決まっていることを教えて」に対し、当局は「1月24日の議員説明会で基本計画の内容を説明する。市議会その他関係者と十分な協議をしたうえで実施していく状況であるため、その後にいつごろどうなると言うのはここでは差し控えたい」と答えている。  
また、委員から「市民への計画の周知などはどこかでされるのか」に対し、当局は「市民への周知は市議会への説明後に必ず行っていくことになると思う。」  
委員「いつも広報がわかりにくい、市民が計画を知らないのが残念。公表に関しては広報を使ったとしてもわかりやすく」との意見があったところである。  
しかるに、前述したように半年たっても、とても全市民への周知・公表・広報が行われたとは言えない。少なくとも市民への積極的な公表、広報はされていないと言ってよいのではないか。ましてや市長の言う「全市民の皆様へ周知を行う」には程遠い。  
なぜ、基本計画策定後、市の責務である「周知・公表・広報」がなされないのか。

□答弁

新図書館を含む中心市街地拠点施設整備基本計画は、庁舎東側広場を立地場所として、どのような施設が計画できるのかについて、平成28年8月より計画の策定に取り組んできたものです。

基本計画を策定するにあたっては、新図書館に関する専門的な議論や検討を重ねるとともに、平成29年6月から8月にかけて、シンポジウムや懇談会を開催して、市民からのご意見の聴き取りを行い、計画の内容をより深化させ、平成30年1月には議員説明会において、取りまとめた基本計画についてご説明させていただきました。

本計画につきましては、議員からのご質問にあるとおり市ホームページにて公開するとともに、平成30年2月には四日市市自治会連合会からの要請を受け、全地区連合自治会長が出席される理事会において基本計画の内容を説明いたしました。

また、平成30年2月定例会議会の代表質問において、本拠点施設の整備については、市議会の皆様との十分な議論や検討を重ねて、その方向性を見定めていきたいと考えているとお答えしたところであります。

なお、本拠点施設の整備については、予算をお認めいただいた際に、基本計画の策定後に市議会との協議の場を設け、理解を得た上で事業化に向けた次の段階へと進めていくとお約束したことから、取りまとめた基本計画に対するご意見を頂く期間を充分にとりまいました。

その中で、平成30年6月には「新しい図書館を考える四日市市民の会」から懇談の要請があり、それをお受けする中で、本計画について意見交換をさせて頂いたところです。

今後も、各種団体より要望や要請があれば、市から基本計画について説明に伺いたいと考えており、様々な場面や機会をとらえて周知に努めていきます。

#### ■質問

③ 図書館の所管は教育委員会であるが、本年4月18日開催された第6回教育委員会において、「平成30年度教育委員会主要課題について」の報告が各所属長から行われている。同日の教育委員会定例会の議事録を読むと、図書館長から「課題でございますが、中心市街地拠点施設整備につきましては、今後基本計画を周知いたしまして、市議会や市民からの意見を聞くなど、施設整備についての議論や検討を重ねたうえで、市としての方向性を決定することとしている」、「今後の対応については、市長部局とともに政策決定に必要な取り組みを進めるとともに先進事例収集など、具体化に備えた調査研究を継続して行っていく」と報告されている。

この報告に対し、教育委員からは「図書館について、この書きぶりから言うと、今年は様子見というような感じですね。どうも、それはいかがなことかということ」と発言されている、この発言に対する教育委員会事務局からの見解は示されていない、と言うことは教育委員の「今年は様子見ですね」を否定も肯定もしなかったということか、確認したい。

#### □答弁

第6回教育委員会「平成30年度教育委員会主要課題について」では、教育委員会の各所属における主要課題について、「概要」「課題」「今後の対応」を報告したものです。ご指摘のとおり図書館では「新図書館を核とした中心市街地拠点施設整備の検討について」を報告項目の一つに入れ、その「課題」については「中心市街地拠点施設整備については、今後、基本計画を周知し、様々な場面で市議会や市民からの意見を聴くなど施設整備についての議論や検討を重ねた上で、市としての方向性を決定することとしている。」とし、「今後の対応」については「市長部局とともに政策決定に必要な取り組みを進めるとともに、先進事例の情報収集など、具体化に備えた調査研究を継続して行っていく。」としております。

それに対する教育委員の発言については、当該委員の所感を述べたものとして受け止めております。

■質問

- ④ あらためてお尋ねするが、「中心市街地拠点施設整備基本計画」策定について策定後、今日まで全市民へ周知・広報する段階にない（なかった）、という見解にあるのか。
- ⑤ 当該整備事業基本計画策定後の平成30年度当初予算に当該計画につながる予算計上もされませんでした。こういう状況を鑑みると、過去にさかのぼれば、平成17年の「市立図書館像についての提言」、平成22年の「新しい図書館のあり方検討会報告」が中途半端で日の目をみなかったように本計画も座礁するのではないかと危惧する。「基本計画」が四日市の新しい図書館実現にむかって着実に進むことを願ってやまない思いである。  
前述のような状況にあることの一つに「立地予定地」に対する市当局のスタンスが定まっていないのかと、うがった見方かもしれないが思わざるを得ない。そうであるならば、なおさらのこと「立地予定地」の策定についての議論を議会と市民意見のキャッチボールを行うことが急務になっているのではないだろうか。当局の見解・認識を問う。
- ⑥ 市長答弁は「基本計画の周知とご意見をいただく期間をじゅうぶんにとる必要がある。その後、立地場所が確定し、整備を進めるとなった場合には、基本計画では一定の検討にとどまっている事業手法等についてより詳細な検討を行う期間が必要であるとの認識」とのことである。  
時おりしも、次期総合計画の前倒し策定に着手しようとしている中で、本事案の整備事業がどのようなスケジュール感でとらえられているのかさえも定かでないことに、新しい図書館整備を望む一人として、先が見えない状態の今を問うものです。基本計画策定後、半年経過の今、今後の道筋はいつ示されるのか。
- ⑦ 基本計画策定後の次の段階に進むための予算は年内に補正予算計上を予定しているのか、それとも1年間ほどの「猶予期間」を置いて、来年度予算計上を予定されているのか見解を求める。

□答弁

本計画につきましては、議員説明会の場やそれ以降も含めて、賛否両論さまざまなご意見を頂いています。

例えば、現在の計画地において、駅前広場整備と連携を図りながら整備を進めるべき、また、企業が利用できる産業向けのコーナーの設置や、バリアフリーなどに配慮した高齢者にも使いやすい施設整備を早急に進めるべきといった、現計画に賛成するご意見を頂いている一方で、反対の意見としては、近鉄四日市駅西側への立地、または近鉄四日市駅ターミナルと一体型にすべき、あるいはもっと JR 四日市駅の近くに整備すべきといった立地場所に反対する意見や、中心市街地活性化と図書館を切り離して考えるべきといった計画の進め方に反対する意見、現在の計画地では駐車場が不足するのではないかといった懸念を抱く意見など、さまざまな考えやご意見をいただいているところです。

しかしながら、新たな図書館を建設することへの市民の期待は大きく、市として、多くの方にご理解頂けるよう立地場所を決定して、事業を進めていく必要があると考えております。

また、本基本計画策定に係る予算につきましては、計画の内容や拠点施設の立地場所も含め、一定のご理解をいただいた後に事業化へ向けた次の段階に進むことを前提に議決いただいたものと認識しています。

従いまして、今後、市民や市議会の皆様との合意形成を図るために、今回、取りまとめた基本計画を補完するため、改めて立地場所や事業手法等を比較検討するための調査も必要であると考えており、その実施時期については、次期総合計画の策定に着手していることも勘案しながら、補正予算の計上等について内部で調整を進めているところです。

■質問

- ⑧ 次に、中央教育審議会の生涯学習分科会は、本年7月9日、図書館や公民館、博物館など公立の社会教育施設を通じた地域活性化策として、特例で教育委員会から首長部局に移すこともできるとする方針をまとめました。今年中に、文科大臣に答申予定であるとのこと。

この答申を受けて、文科省は法整備を行なわれ、地方自治体の条例改正で前述の図書館や博物館などの所管を教育委員会から首長部局に移す自治体も出てくるのではないかと危惧するものです。

お尋ねしますが、中教審・生涯学習分科会がとりまとめた新たな方針、つまり条例改正で図書館、博物館を教育委員会から首長部局に移すことができる、について本市のスタンスと見解を求めます。

□答弁

中央教育審議会・生涯学習分科会において、「政治的中立性の確保のみならず、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携」といった「社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置が講じられる」ことを条件とした上で、「当該地方の実情等を踏まえ、当該地方にとってより効果的と判断される場合には、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができることとする特例を設けること」を可とすべきという考え方がとりまとめられたところ。

現時点では分科会における審議を経た段階であり、今後の動向を注視してまいります。

■質問

- ⑨ 本市における中心市街地拠点施設整備事業は、図書館整備を核としながらも中心市街地活性化方策検討会から始まってきた経緯がある。「図書館」の前に「中心市街地活性化」の冠がつけられてきたことに違和感をめぐえずにいる。

本整備事業につけられた「中心市街地」の冠を外したほうがよいのではないかとと思いますが見解をお尋ねいたします。同時に、当該事業の核である「新しい図書館」整備について所管である教育委員会のスタンスを明確にして役割発揮されることを望むものです。

□答弁

図書館について、近年全国で整備された事例や動向を見てみると、東京都武蔵野市の「武蔵野プレイス」や岐阜県岐阜市の「ぎふメディアコスモス」など、複合型施設として整備された例が多く見られ、これらの図書館は、単なる本の貸し借りや読書の場としてだけでなく、「滞在」や「交流」といったキーワードを核とし、従来よりも多くの人が集まる施設となっています。

本市の中心市街地における拠点施設の整備につきましては、平成27年度に実施した「中心市街地活性化推進方策検討会議」での議論や提出された報告書の内容や方向性を踏まえるとともに、全国的な図書館整備のトレンドや動向も勘案して検討を重ね、「滞在型図書館機能」としての新図書館を含む、「多世代交流機能」、「情報発信・コミュニケーション機能」、「憩いの空間」を機能とする複合施設という方向性を打ち出し、基本計画の策定に取り組んできました。

以上のことから、今回計画した拠点施設は、多くの市民が集まり、周辺の土地利用の転換や高度利用、都心居住の促進といった中心市街地活性化に資する施設を目指しております。

従いまして、新しい時代にふさわしい図書館となりうる複合的な施設を計画してまいりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

■質問

⑩ さて、「図書館とは何か」・・・これまでも図書館関係者・識者や元・総務大臣 片山善博氏からも言っている言葉に「図書館は民主主義の砦」がある。

片山氏は、図書館が「民主主義の砦」とはどういうことか、の問いに次のように述べています。「国民の図書館のイメージは無料貸本屋。だが、それは違う。鳥取県で図書館改革を行ったとき、私は万人の知的自立をサポートする場所と位置付けた。人生の重大な悩みなどを解決する糸口を与えてくれるのも図書館だからです。市民が自らの権利を守り、他者の権利を尊重し、地域社会や国を支える主体的存在になるのをサポートする拠点の一つが図書館と考えています。」

そこで、お尋ねしますが、図書館関係者や有識者の中で言われている「図書館は民主主義の砦」について本市、教育委員会の見解を聞きたいと思います。

□答弁

例として挙げられた片山善博氏の言葉は、鳥取県知事として図書館改革を行った際に、氏の地方自治への思いも含め、図書館のあるべき姿を表現されたものと受け止めています。

市及び教育委員会としては、図書館法第2条の定義に基づく「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」という趣旨に基づき図書館を設置運営しており、今後ともその趣旨に沿って図書館のより一層の充実に努めてまいります。